

別紙2

アジア太平洋の排他的経済水域における  
信頼醸成及び安全保障のための行動理念

2013年10月30日

## 第1節 序

本行動理念は、2006年に海洋政策研究財団（OPRF）によって公表された『排他的経済水域における航行および上空飛行に係わる指針』（以下、指針とする。）に由来している<sup>1</sup>。この指針へは、排他的経済水域において可能な航行及び上空飛行の自由を過度に制限するものであるとの懸念から批判もあった。そのためか、この指針は、いかなる地域的政府間フォーラムによっても議論されたり支持されたりしてきてはいない。この指針への背景の幾つか、及び、なぜこの指針が必要だと考えられているかの説明は、以下に示されている。

この指針の目的は依然として妥当なものであろう。非拘束的文書には、排他的経済水域における権利義務を解釈する一定の指針を提供することが求められているだけでなく、排他的経済水域における重大な出来事の危険性を軽減するかもしれない信頼醸成措置として役立つことが求められる。それどころか、このような文書は、この指針がそもそも作成された時点よりもさらに必要とされている。東アジアの排他的経済水域では、東アジア及び非東アジアの船舶間における重大な出来事が発生し続けているとともに頻発するようになっている。これらの重大な出来事は、ある特定の排他的経済水域における異なる当事者間の権利義務に関する共通理解が存在しないことを示している。それ故、地域の平和及び安定の重大な分岐点となりかねない、さらに深刻な出来事が発生するのは時間の問題である。

このような状況に対して、海洋政策研究財団は、当該指針をさらに広く受け入れ可能なものとするために再検討を開始した。この努力は、海洋政策研究財団が主催した二つの会合、即ち、2012年10月に箱根で開催された第一回会議及び2013年10月に東京で開催された第二回会議として展開された。これらの会議の参加者には、当初の指針を作成した「EEZグループ21」の顔ぶれが含まれている。

先の指針は、地域の海洋安全保障関係者の一部には、従来よりも広範な活動を含みさらに従来よりも細かな内容を取扱うものであったため、あまりにも野心的であるとみなされた。指針という語に固執するよりも、新しい文書は、『アジア太平洋諸国の排他的経済水域における信頼醸成及び安全保障構築のための行動理念』として示すことにした。この変更は、新文書が先の指針よりも詳細ではなく広範でもないという事実を受けてのものである。しかしながら、本行動理念は、依然として先の指針の精神と意図を反映している。

本行動理念は、排他的経済水域における権利義務に関する誤解や多義性についての主要な争点、即ち、「妥当な考慮」についての解釈、「海洋の科学的調査」の普遍的定義の欠如及び排他的経済水域が平和目的のために用いられるべきであるという規範に反する排他的経済水域における活動の範囲に焦点を当てている。

### 指針への背景

---

<sup>1</sup> The Guidelines are available at: [https://www.sof.or.jp/en/report/pdf/200509\\_20051205\\_e.pdf](https://www.sof.or.jp/en/report/pdf/200509_20051205_e.pdf)

先の指針は、この地域における海軍組織及び海軍活動の拡大、そして、この地域における沿岸国による海洋認識及び管轄権行使の高まりという二つの相矛盾する傾向に対応して、2002年から2005年にかけて実施された「EEZ グループ 21」の数回の会合においてまとめられた。その他の意見の不一致は、1982年海洋法に関する国際連合条約（国連海洋法条約）第58条3項及び第56条2項に規定されている沿岸国と利用国の権利の調和の試み、並びに、国連海洋法条約第59条における「衡平」及び「関連する事情」の定義の失敗に求められる。

国連海洋法条約第58条3項は、排他的経済水域において自国の権利を行使し及び自国の義務を履行するに当たり、国連海洋法条約第五部の規定に反しない限り、国連海洋法条約の規定及び国際法の他の規則に従って「沿岸国の権利及び義務に妥当な考慮を払うものとし、また、沿岸国が制定する法令を遵守する」と規定する。一方、国連海洋法条約第56条2項に基づき、沿岸国は、排他的経済水域において権利を行使し及び義務を履行する他の国の権利及び義務に妥当な考慮を払うことを要する。

国家間の権利と利益を調和させる試みは、さらに、国連海洋法条約第59条において明らかにされている。

この条約により排他的経済水域における権利又は管轄権が沿岸国又はその他の国に帰せられていない場合において、沿岸国とその他の国との間に利害の対立が生じたときは、その対立は、当事国及び国際社会全体にとっての利益の重要性を考慮して、衡平の原則に基づき、かつ、すべての関連する事情に照らして解決する。

しかしながら、国連海洋法条約は、「妥当な考慮」の意味、あるいは、何が「衡平」であるのか、何が「関連する事情」であるのかについて明確な手引きを与えないばかりか、当事国それぞれ及び国際社会全体にとっての利益の重要性についても明確な手引きを与えていない。それ故、おそらく当該活動が関係国の「権利及び利益」を侵害しない限り、意見の不一致を解決するための特定の基準は存在しない。何がそのような権利及び利益を構成するのか、あるいは、妨害が不合理か否か、そして、妨害が現実のものか潜在的なものかについての意見の一致は存在しない。

もしこれらの語が定義されないままであり、国家がこれらを自国の利益に従って個別に解釈すれば、重大な出来事が続きこの地域の関係や平和さえ脅かしかねない。さらに、科学技術の推進に伴い、外国の排他的経済水域における軍事活動及び情報収集活動に関する意見の不一致が増加するはずである。科学技術の向上には、地域探査のための小型無人機（drone）及び水中海底地形調査のための自律型無人潜水機（AUV）といった無人機使用の増加が含まれている。

## 基本理念

先の指針及び本行動理念を支える基本理念は、沿岸国の権利義務に対する妥当な考慮であり、沿岸国の排他的経済水域及びその上部において他国により合法的に実施される軍事活動は、

- ・沿岸国の資源環境を保護管理する沿岸国の権利及び管轄権に干渉若しくは危険にさらしてはならず、又は、
- ・海洋の科学的調査を含んではならない。

これらの行動理念は、この基本理念に反する活動を例示する基準を定めようとするものである。本行動理念を、関連する国際機関及び地域の政府間フォーラムにおける検討に委ねたい。

## 第2節 定義

### 1. 本行動理念の適用上、

- 「航空機」とは、有人及び無人の空中輸送機器をいう。
- 「排他的経済水域」とは、海洋法に関する国際連合条約（国連海洋法条約）第五部及びその他関連規定によって示される区域をいう。
- 「水路測量」とは、水域に関連するデータ測定を主目的とする調査をいう。水路測量は、以下のデータの一種類又は数種類の測定からなる<sup>2</sup>。
  - ・水深、海底形状及び海底の性質
  - ・海流の方向及び強さ
  - ・潮位及び水位の高さと時間
  - ・調査及び航行を目的とする地形及び固定障害物の位置
- 「海洋環境」は、物理的、化学的、地質学的及び生物学的な要素、条件及び要因からなり、それらは相互に影響を及ぼし合い、海洋生態系、海域及び海域上空並びに海底及びその下の生産性、状況及び質を決定する。
- 「海洋の科学的調査」とは、人類全体の利益のため、海洋、海底及びその下の自然及び自然作用に関する科学的知見を深めるために海洋環境で行われる活動をいう。
- 「海洋監視」とは、視覚的あるいはあらゆる技術的手段による海上、海洋の上空又は海中の活動の観察をいう。
- 「軍事活動」とは、軍艦、軍用機又は軍用機器による行動若しくは軍事目的で使用される船舶、航空機又は機器による行動をいう。
- 「平和目的」又は「平和利用」とは、国際連合憲章と両立するものをいう。
- 「船舶」とは、有人及び無人の水上艦、潜水艦及びその他の水中用輸送機器をいう。

---

<sup>2</sup> International Hydrographic Organization (IHO), International Hydrographic Dictionary. 5<sup>th</sup> Edition, *Special Publication No. 32*, Monaco: IHO, 1994, item 5206, p. 237 (dictionary available at [http://www.iho.int/iho\\_pubs/standard/S-32/S-32-eng.pdf](http://www.iho.int/iho_pubs/standard/S-32/S-32-eng.pdf))

### 第3節 排他的経済水域における妥当な考慮

#### 1. 排他的経済水域における権利及び義務

- (a) 排他的経済水域は区別された別個の海域であり、領海でもなく公海でもない。沿岸国の排他的経済水域における沿岸国による主権的権利及び管轄権の行使、並びに、排他的経済水域における他国の権利及び自由の行使は、両当事国に、誠実に行動することを求め、共有空間を使用するために他方の権限ある当局を観察する積極的な行動を取ることを求める。
- (b) 排他的経済水域において、沿岸国及び沿岸国以外の国家は、義務を有し、かつ、権利、管轄権及び自由を享有する。なお、それらは機能的なものである。
  - (i) 沿岸国は、国連海洋法条約が規定する特定の活動について排他的権利及び管轄権を有する。沿岸国以外の国家は、排他的経済水域において権利及び自由を行使する際、沿岸国の排他的権利及び管轄権を遵守しかつ尊重し、また、これらの排他的権利を侵害し若しくは減少させる行為を取らない。
  - (ii) すべての国は、国連海洋法条約が規定するような、排他的経済水域において他の活動を行う権利及び自由を享受する。沿岸国は、これらの権利及び自由の行使に干渉しない。

#### 2. 沿岸国の義務

- (a) 沿岸国は、沿岸国の排他的経済水域における沿岸国以外の国家の権利及び自由に妥当な考慮を払うものとする。
- (b) 沿岸国は、全ての沿岸国以外の国家に沿岸国の排他的経済水域における沿岸国の権利及び管轄権の遵守を求める。

#### 3. 沿岸国以外の国家の義務

- (a) 沿岸国の排他的経済水域において、沿岸国以外の国家は沿岸国の権利及び管轄権に妥当な考慮を払うものとする。
- (b) 排他的経済水域において、沿岸国以外の国家は沿岸国に自国の権利及び自由の遵守を求める。

### 第4節 海洋監視

- 1. 排他的経済水域における海洋監視を行う権利の行使に当たっては、いずれの国も国際的に承認された規則又は協定を遵守する。
- 2. 海洋監視は他国により排他的経済水域として主張される海域において行われる場合があり得る。このような海洋監視は沿岸国の排他的経済水域における主権的権利及び管轄権を尊重する。
- 3. いずれの国も海洋情報の共有を推進すべきである。

## 第5節 軍事活動

1. 軍艦及び軍用航空機並びにその他の政府船舶及び政府航空機は、他国の排他的経済水域の通航及び上空飛行を行い、船舶及び航空機の活動に伴うその他国際的に合法的な海洋の利用を行う権利を享有する。
2. 他国の排他的経済水域において軍事活動を行う船舶及び航空機も沿岸国又はいかなる国の領土保全又は政治的独立に対する武力による威嚇又は武力の行使を慎む義務を負う。
3. 他国の排他的経済水域において軍事演習又は機動演習を実施する予定の国家は、適時、演習に伴う日時及び海域について水路通報（NtM）及び航空情報（NOTAM）を通じて沿岸国及び他国に通知し、かつ、可能であれば、沿岸国からの立会人を招聘することが望ましい。
4. 沿岸国の排他的経済水域内において、沿岸国以外の国家は以下における軍事活動を回避することが望ましい。
  - (a) 生物資源又は非生物資源の豊富な海域
  - (b) 資源の探査及び開発が進行中の海域
  - (c) 国連海洋法条約第211条6項（a）に従って設定される特別海域
  - (d) 国際的に受け入れられている基準に従って沿岸国によって宣言される海中公園又は海洋保護区
  - (e) 国際的に受け入れられている基準に従って設定される航路帯及び分離通航帯である海域
  - (f) 沿岸国が認める大縮尺海図に沿岸国によって明白に記載されている排他的経済水域海底に敷設された海底電線及び海底パイプライン付近
  - (g) 国際的に受け入れられている基準に従って特別敏感海域と特定されているその他の海域
  - (h) その他、沿岸国の排他的経済水域における海洋環境を保護し、生物資源を保存する沿岸国の義務への干渉
5. 沿岸国の排他的経済水域に隣接する公海において、軍事演習を行う国家は、合理的かつ実行可能である限り、当該海域における軍事演習を制限する。

## 第6節 電子システムへの不干渉

1. 排他的経済水域で行動する国家は、沿岸国の通信、コンピュータ及びその他電子システムを妨害してはならず、又は、沿岸国の防衛若しくは安全に悪影響を及ぼす放送を行ってはならない。
2. 沿岸国は、沿岸国の排他的経済水域で行動する他国の船舶又は航空機の通信、コンピュータ及びその他電子システムを妨害してはならない。

## 第7節 海洋の科学的調査

1. 沿岸国は、通常の状態において、専ら平和目的で、かつ、すべての人類の利益のために海洋環境に関する科学的知識を増進させる目的で行われる自国の排他的経済水域において行われる海洋の科学的調査に対して、同意を与える。
2. 沿岸国は、国連海洋法条約第 246 条 5 項に規定する海洋の科学的調査計画、即ち、沿岸国の管轄下にある生物資源及び非生物資源の探査及び開発に直接影響を及ぼす場合には、同意を与える義務を負わない。
3. 排他的経済水域において海洋の科学的調査を行う国家は、国連海洋法条約第 248 条に従って沿岸国に対し情報を提供し、かつ、特に、海洋の科学的調査計画における沿岸国の参加に関する国連海洋法条約第 249 条を遵守する義務を負う。
4. 排他的経済水域における水路測量は、当該データ収集が沿岸国の排他的権利及び管轄権に影響を及ぼす場合には沿岸国の同意を必要とする。
5. これらの原則は、排他的経済水域において調査を行い又はデータを収集する航空機、無人システム及び遠隔操作無人探査機にも適用する。

#### 第 8 節 暫定的な取極

1. 隣接する排他的経済水域の境界が合意されていない海域においては、関係沿岸国は、当該境界の合意に達するまでの間、国連海洋法条約第 74 条に従って、重なり合う海域の特定を行い、かつ、主張が重なり合う海域における実質的な性質を有する暫定的な取極を締結することが望ましい。当該取極には、標準行動要領、情報共有、主張が重なり合う海域における軍事活動の事前通報及び海洋の科学的調査、法執行並びに漁業管理への協力が含まれる。

#### 第 9 節 法令の透明性

1. 各国は、排他的経済水域に関する政策方針及び法令を、できる限り透明で広く周知することが望ましい。
2. 当該政策方針及び法令の写しは、透明性を高めるため国際連合事務総長に提供するものとする。

#### 排他的経済水域における航行等に関する国際会議参加者（於 東京、2013 年 10 月）

秋元 一峰	日本
ロンメル・C・バンラオイ	フィリピン
サム・ベイトマン	オーストラリア
林 司宣	日本
洪 農（ホーン・ノン）	中国

ジェームズ・クラスカ	米国
朴 榮濬 (パク・ヨンジュン)	韓国
坂元 茂樹	日本
寺島 紘士	日本
トラン・チュン・トゥイ	ベトナム